

成田市消防計画改定支援業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和6年4月

成田市消防本部 警防課

募集要項

1 目的

当市消防本部において、成田市消防計画改定支援業務を行う受注予定者（以下「受注予定者」という。）を選定することにより、改定に関する必要な助言等を受け、より質の高い計画とすることを目的とする。より質の高い計画としていくためには、消防業務に関する専門的知識や改定業務に関する豊富な経験のほか、他消防本部の実情を把握されている事業者を選定することが求められる。

今回の受注予定者の選定に当たり、これらを総合的に評価するため公募型プロポーザルを実施する。

2 業務概要

(1) 契約名称

成田市消防計画改定支援業務委託

(2) 業務の期間

委託業務契約を締結した日の翌日から令和7年3月31日（月）まで

(3) 提案限度額

提案金額は4,400千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※金額は契約額や予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示すための提案上限額であることに留意すること。

(4) 業務内容

次の業務を行い、書面により成果品を提出すること。なお、優先交渉権者と協議の上、最終的な仕様を決定し、仕様書を作成するものとする。

ア 関係法令及び基準、勧告等に基づき成田市消防計画の改定に対する必要な助言

イ 同号ウ～カを踏まえた成田市消防計画の改定案

ウ 消防需要の調査

エ 消防力の充足状況の検討

オ 管轄区域における地域特性（街区における建蔽率と木造住宅の割合、道路網形状の脆弱地域含む）の分析

カ 消防本部及び消防署所を含む消防力の適正配置に関する検討

キ 当市消防本部の理想的将来像の検討

ク その他警防課長が必要と認めること

(5) 契約方法

公募型プロポーザルによる随意契約

3 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次の要件のすべてを満たすものとする。ただし、本業務の一部を提携先事業者に委託する場合も（１）～（３）については同様に満たすものとする。

- (1) 本業務の募集の日から受注予定者の決定の日までに成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「措置要領」という。）の規定により、指名停止措置（措置要領制定以前の成田市建設工事指名業者選定基準の規定による指名停止措置を含む。）又は成田市契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による入札参加除外を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けて 2 年間を経過しない者又は本業務の審査日前 6 月以内に手形、小切手を不渡りにした者
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (3) 過去 5 年間に、国又は地方自治体において、消防計画の改定支援業務、消防力の適正配置又は消防需要の調査に関する業務を受託し、完遂した実績があること。
- (4) プロポーザルの参加募集開始の日から契約の日までの令和 6・7 年度成田市入札参加資格者名簿に「委託」部門として掲載されている者。

4 スケジュール

募集から本業務の受注予定者の決定までのスケジュールは、次の表のとおりとする。

内容	期日
募集開始	令和 6 年 4 月 1 日(月)
質問受付期限	令和 6 年 4 月 5 日(金) 正午まで
質問回答	令和 6 年 4 月 10 日(水) 予定
参加申請書等提出期限	令和 6 年 4 月 12 日(金) 午後 5 時（必着）まで
評価（プレゼンテーション 審査）	令和 6 年 4 月 18 日(木) 予定 ※正式な日時・場所は別途通知するものとする。
審査結果の通知	令和 6 年 4 月 26 日（金）予定
受注予定者決定	令和 6 年 5 月 2 日（木）予定
契約締結	令和 6 年 5 月 10 日（金）予定

5 募集方法

- (1) 募集開始年月日：令和6年4月1日（月）
- (2) 実施要領等の配布方法
印刷物での配布は行わないため、当市のホームページからダウンロードすること。
URL：https://www.city.narita.chiba.jp/anshin/page0156_00053.html
- (3) 成田市消防計画の配布方法
一定に措置を施し個別に電子メールにて送信する。なお、配布申請については、次項の電子メールアドレスに任意の内容で送信すること。

6 質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付
本件に係る質問は、次のとおり受け付ける。
ア 質問方法：【様式1】質問書に記載し、次の電子メールアドレスに送信するものとする。なお、電話及び訪問による質問は一切受け付けない。ただし、メールにて質問を送信後、メールを送った旨を当市消防本部警防課に電話で連絡すること。
イ 電子メールアドレス：keibo@city.narita.chiba.jp
ウ 電子メールの件名：【事業者名】成田市消防計画改定支援業務
エ 質問受付期限：令和6年4月5日（金）正午まで
- (2) 質問の回答
質問事項への回答は個別には行わず、令和6年4月10日（水）までに、当市のホームページにおいて、質問事項及び回答内容を公表する予定である。また、質問者の個人情報は掲載しないものとする。
- (3) 回答について
質問事項への回答は、募集要項と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

7 参加申請書等の提出

参加申請書等の書類の提出は、次に掲げるところにより行う。

- (1) 提出期限
令和6年4月12日（金）午後5時（必着）までとする。なお、持参する場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 提出先
消防本部警防課指揮指令室
- (3) 提出方法
ファイルに綴じた上で持参又は郵送（特定記録郵便、簡易書留、書留のいずれか）によることとし、いずれの場合においても期限後の提出は受理をしない。

郵送の場合は、その旨を消防本部警防課に電話で連絡すること。なお、未着・遅延などが発生した場合、理由を問わず当市は責任を負わない。

持参の場合は、事前に来庁時間を電話で調整すること。

(4) 提出書類

本要項の2(4)業務内容を熟読の上、次に掲げる書類を提出すること。なお、次の順序で簡易なA4ファイルに綴じ、それぞれインデックスを付けること。

ア 【様式2】参加申請書

必要事項を記載の上、必ず代表者印を押印すること（副本はコピー可）。

イ 【様式3】法人概要調書

参加者の法人概要を記載すること。

ウ 【様式4】業務実績調書

過去5年間に、国又は地方公共団体が発注した消防計画の改定支援業務、消防力の適正配置又は消防需要の調査に関する業務の実績を記載すること。

エ 3(3)の参加資格を確認するための業務委託契約書の写し

オ 【任意様式】見積書及び内訳書

法人の所在地、名称及び代表者氏名を記載し、必ず代表者印を押印すること。本業務の総額を記載し、内訳書において本業務に係る経費の見込み額の単価を記載すること。

カ 【様式5】企画提案書等提出届

必要事項を記載の上、必ず代表者印を押印すること（副本はコピーでも構わない）。

キ 【任意様式】企画提案書（内容）

(ア) 次に掲げる項目の内容を含めること。

- a 業務の実施体制
- b 業務スケジュール
- c 調査プロセス
- d 成果品の完成例
- e アピールポイント
- f 当市からの提出資料

(イ) 原則A4版とする（図面、資料などについては必要に応じてA3版とし、折り込むことは可）。

(5) 提出部数

提出部数は、正本1部・副本7部とする。（副本は正本の写しで可）

8 評価の実施

成田市消防計画改定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領に基づき、評価（プ

プレゼンテーション審査)を行うものとする。

- (1) 実施日：令和6年4月18日(木) 予定
- (2) 会場：成田市役所 B1 101 会議室
- (3) 審査方法：プレゼンテーションを実施し、評価を行う。プレゼンテーションの実施時間は1提案者当たり40分(提案・質疑応答30分、準備等10分)以内とする。順位は、評価得点の高い者から順に決定する。評価基準については、別紙評価表のとおりとする。
- (4) 審査に係る留意事項
 - ア 出席者は、本件業務の実務担当者を含み、3名以内とする。
 - イ 机、椅子、電源、スクリーン及びプロジェクターは当市で用意する。それ以外の物品については、提案者の負担において用意すること。有線LAN及び無線LANの設備はないので、通信が必要な場合には、各自で用意すること。
 - ウ 上記実施日等は予定であり、時間等詳細については、個別に、【様式2】参加申請書に記載された担当者のメールアドレス宛に通知する。

9 選定結果の通知

実施要領に基づき開催された審査委員会による選定の結果を各参加者に通知する。なお、通知する結果は、当該参加者に関する結果のみとする。

10 優先交渉権者の選定後の手続き

発注者は、選定された優先交渉権者からの提案内容をもとに、仕様書などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行う。

この交渉が整った場合には、受注予定者として、契約の手続きに進む。ただし、交渉が整わない場合には、評価順位が次点の参加者を新たに優先交渉権者として選定し、改めて交渉を行う。

受注予定者は、発注者が指定する期日までに見積書を提出することとし、当市は見積書の内容を精査の上、受注者を決定し、契約を締結する。

11 全般に係る留意事項

- (1) 参加希望者一人につき、提案は1件とする。
- (2) 書類提出後の追加及び修正は認めない。また、提出された書類は、いかなる理由があっても返却しない。
- (3) 提案に際し要した費用は、各参加者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 提出された企画提案書は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表するこ

とがある。

- (6) 提出された企画提案書を公表する場合、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (7) 評価の内容についての問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (8) 実施要領第6条各号のいずれかに該当する場合、その企画提案書は無効とする。
- (9) やむを得ない理由により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。その場合、応募に係るすべての経費は、当市に請求できないものとする。
- (10) 本業務を遂行する上で、関連する法令等については、それらを遵守することとし、特に次のことに注意すること。
当市では、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき個人情報を保護するため、その適正な取扱いに関し必要な事項及び保有する個人情報の本人開示並びに訂正を請求する権利を定めており、本業務においてもこの規定が適用される。
- (11) 当市消防本部警防課に来課する必要がある場合は、事前に担当者に問い合わせをし、日程等を調整の上来庁すること。

12 その他

参加を辞退する場合には、電話連絡の上参加辞退届【様式6】を警防課指揮指令室に書面にて提出すること。

13 連絡先

〒286-8585

成田市花崎町760番地

成田市消防本部警防課

担 当：林・小川

電 話：0476-20-1593

メール：keibo@city.narita.chiba.jp